

岩手農林研究協議会要綱

【H27年4月1日改訂】

第1 名称

本会は、岩手農林研究協議会 (Iwate Agro-Forestry Research Council, <農林研^{アップル}, AFR)と称する。

第2 目的

本会は、県内に拠点を有する大学及び試験研究機関等(以下、各構成機関等という。)に勤務する関係者の連携のもとに、農林科学技術の開発、関連試験研究等を推進し、地域の農林業の振興発展に資することを目的とする。

第3 事業

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農林科学技術とその開発に係る情報の交流
- (2) 試験研究連携グループの育成・支援
- (3) 試験研究成果の公表
- (4) その他関連する事業

第4 組織

本会は、別表1に掲げる各構成機関等の長をもって構成する。

- 2 本会に、会長、副会長及び委員を置くものとする。
- 3 会長は岩手大学農学部長とする。
- 4 副会長は2名とし、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第5 会長及び副会長

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

第6 顧問

本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が学識経験者に委任する。

第7 会議

本会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、本会の会議の議長となる。
- 3 会議にオブザーバーとして、本会に設置している各研究会の代表者及び会長が認める者を出席させることができるものとする。

第8 幹事会

本会の円滑な運営を図るため、幹事会（別表2）を設置する。

- 2 幹事は各構成機関等の長から推薦された者を充てる。
- 3 幹事会を総括するため幹事長を置き、幹事長は幹事のうちから互選する。

第9 研究会等

共同研究・勉強会等を行うため、本会に研究会等を設置することができる。

- 2 研究会等の運営については、自主性を尊重するものとする。
- 3 研究会等を設置または廃止する場合には、別紙様式をもって、速やかに会長に届け出るものとする。

第10 事務局

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事長の所属する機関に置く。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 岩手農林研究協議会組織(第4・組織、第7・会議 関係)

| 職名 | 所属機関 | 所属機関役職 |
|-----|------------------------|--------|
| 会長 | 岩手大学農学部 | 農学部長 |
| 副会長 | 岩手県農業研究センター | 所長 |
| | 東北農業研究センター | 所長 |
| 委員 | 岩手県農業研究センター | 所長 |
| | 岩手県林業技術センター | 所長 |
| | 岩手生物工学研究センター | 理事長 |
| | 東北農業研究センター | 所長 |
| | 森林総合研究所東北支所 (東北育種場) | 支所長 |

別表2 幹事会組織(第8・幹事会 関係)

| 職名 | 所属機関 | |
|-----|------------------------|--|
| 幹事長 | 岩手大学農学部 | |
| 幹事 | 岩手県農業研究センター | |
| | 岩手県林業技術センター | |
| | 岩手生物工学研究センター | |
| | 東北農業研究センター | |
| | 森林総合研究所東北支所 (東北育種場) | |
| | 岩手大学農学部 | |

別紙様式(第9の3項関係)

平成 年 月 日

研究会等設置(廃止)届

岩手農林研究協議会 会長 様

所属機関: _____
氏 名: _____

岩手農林研究協議会要綱第9の3項により、下記研究会等の設置(廃止)を届出します。

記

- 1 研究会等名称 :

- 2 研究会等設置(廃止)の趣旨 :

- 3 その他

処理欄

| 会長 | 幹事長 | 事務局 | 発議者 |
|----|-----|-----|--------------------------------------|
| | | | 受付日: / / 発議日: / / |

※副会長、委員、幹事に対しては、拡大協議会等の定期開催に際して報告することとする。

平成 年 月 日

研究会等設置（廃止）届

岩手農林研究協議会 会長 様

所属機関： _____

氏 名： _____

岩手農林研究協議会要綱第9の3項により、下記研究会等の設置（廃止）を届出します。

記

- 研究会等名称：
- 研究会等設置（廃止）の趣旨：

3 その他

処理欄

| 会長 | 幹事長 | 事務局 | 発議者 |
|----|-----|-----|--------------------------------------|
| | | | 受付日： / / 発議日： / / |

※副会長、委員、幹事に対しては、拡大協議会等の定期開催に際して報告することとする。